

## ○ 2割特例

### ▶ 2割特例を適用する場合の計算方法

**ポイント 2** インボイスは  
保存不要

※ 消費税額は、  
税率ごとに区分  
して計算する  
必要があります。

$$\text{売上げの消費税額} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

**ポイント 1**  
売上税額が分かれば  
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times 80\%$$

売上税額の  
2割

簡易課税制度選択届出書を提出して  
いる事業者であっても、2割特例に  
より申告することができます。

**(例) 1年間の売上げが700万円  
(税70万円) の事業者の場合**

#### ステップ 1

$$70\text{万円} \times 80\% = 56\text{万円}$$

売上税額                      仕入税額

#### ステップ 2

$$70\text{万円} - 56\text{万円} = 14\text{万円}$$

売上税額              仕入税額              納付税額

**ポイント 3**

2割特例の適用により、**事務負担と税負担の軽減**※を図ることができます

- ※ 1 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象となります。
- ※ 2 適用期間は、R5.10.1～R8.9.30までの日の属する課税期間です。
- ※ 3 消費税の申告に際して、仕入れや経費の実額計算やインボイスの保存は不要です。

## ○ 2割特例

### ただし… **2割特例を適用する場合の留意点**

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者に適用されるため、以下のいずれかに該当する場合には、2割特例は適用できません。
  - 1 インボイス発行事業者でない課税事業者
  - 2 次に掲げる場合などのようにインボイス制度と関係なく課税事業者となる者
    - ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
    - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
    - ・ 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

**【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係**（基準期間の課税売上高のみを考慮している）

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可